

# 卒業・進級判定基準

(卒業・進級判定基準)

第12条 卒業・進級の判定基準は以下のとおりとする。

1. 各年次57単位以上を修得した者は進級・卒業することができる。

(試験に関する注意事項)

第13条 試験については次のことを順守する。

1. 試験中は、学生証を携帯し、監督者の確認を受ける。
2. 試験中の私語は、一切禁止。
3. 試験中の貸し借りは、一切禁止。
4. 全ての定期試験においては試験実施日に指定された期日、時間以後は受験できない。試験開始後の入場及び退場については、その都度監督者の指示に従うこと。
5. 事故や公欠等のやむを得ない理由で受験できなかった者は、本校所定の欠席届に必要な事項を記し、事由を証明する書類(診断書、事故証明、就職活動等に費やしたための証明書等)を添付して、すみやかに教務部に連絡提出する。
6. その他必要事項については、その都度、掲示によって指示する。

〈成績評価基準一覧表〉

出席率	定期試験	成績評価	合否	進級・卒業判定
66.7% 以上	100～80点	A	合格	各年次57単位以上を 取得した者
	79～70点	B		
	69～60点	C		
	59～0点	D	不合格	

\* 上記以外の者は原級留め置きとする。